

**令和 7 年度 安曇野市障害福祉計画等の策定に係るアンケート調査業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務名

令和 7 年度 安曇野市障害福祉計画等の策定に係るアンケート調査業務委託

2 目的

安曇野市の次期安曇野市障害福祉計画・安曇野市障害児福祉計画の策定に向けて必要な基礎資料を得るため、障がい者（児）のサービス利用状況等についてアンケートにより調査し、その結果の分析等を行うに当たり、事業者の専門知識等を活用し、より効果的かつ効率的に行うため業務委託を行う。

この要領は、受注事業者の選定を行うに当たり、プロポーザルの実施に関して必要な事項を定める。

3 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 19 日まで

5 選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

6 提案上限金額

4,213,000 円とする。（消費税及び地方消費税を含む。）

7 プロポーザル スケジュール

(1) 令和 7 年 10 月 17 日（金）	公告、参加表明書等の受付開始
(2) 令和 7 年 10 月 24 日（金）	実施要領等に対する質疑の提出期限
(3) 令和 7 年 10 月 28 日（火）	質疑回答
(4) 令和 7 年 10 月 31 日（金）	参加表明書等の提出期限
(5) 令和 7 年 11 月 13 日（木）	企画提案書等の提出期限
(6) 令和 7 年 11 月中旬	プレゼンテーション開催案内通知
(7) 令和 7 年 11 月 18 日（火）	プレゼンテーション及び審査
(8) 令和 7 年 11 月下旬	審査結果通知、契約締結

8 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書提出時において、安曇野市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 安曇野市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
ただし、名簿に登録されていない者であって、下記 10（4）による手続を行い、参加資格が認められたときはこの限りでない。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又

は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。

- (5) 令和 4 年度以降に障害福祉計画・障害児福祉計画等の類似計画に係る策定業務の受注実績があること。

9 実施要領等に対する質疑の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和 7 年 10 月 24 日（金） 午後 5 時まで（必着）
(2) 提出場所 福祉部 障がい者支援課 障がい福祉担当
(3) 提出方法 電子メール（宛先 sha-shougai@city.azumino.nagano.jp）
(4) 提出書類 質問書（様式第 4 号）
(5) 回答方法 参加表明書等を提出した全ての事業者宛に、令和 7 年 10 月 28 日（火）までに電子メールで回答し、市ホームページにも掲載する。
(6) その他 質問書への回答は、本実施要領又は仕様書の細部説明又は補足とする。

10 参加表明書等の提出

(1) 表明期限	令和 7 年 10 月 31 日（金） 午後 5 時まで（必着）
(2) 提出場所	福祉部 障がい者支援課 障がい福祉担当
(3) 提出方法	持参又は郵送 ※持参の場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜日及び日曜日を除く。） ※郵送の場合は、書留郵便等、送達記録が確認できる方法
(4) 提出書類	①参加表明書（様式第 1 号） 1 部 ②事業者の概要が分かる資料（企業パンフレット等も可） 1 部 ③令和 4 年度以降の障害福祉計画等策定業務の受注実績が分かる書類 《入札参加資格者名簿に登録されていない者の提出書類》 ※上記の提出書類に加え、下記の書類を提出すること。 ④登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1 部 ⑤印鑑証明書 1 部 （④、⑤ともに写し可、参加表明書提出日から 3 か月以内に発行のもの） ⑥使用印鑑届 1 部 （⑤により届出されている印鑑を契約等に使用する場合は、提出不要）
(5) その他	参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式第 2 号）を提出すること。

11 企画提案書等の作成要領

(1) 提出書類

- ① 企画提案届出書（様式第 3 号）
② 企画提案書（様式任意）
③ 参考見積書（様式任意）

別紙仕様書に従い詳細の分かるもの。消費税及び地方消費税を含む金額で記載する。
参考見積額が上記「6 提案上限金額」を上回る場合は、失格とする。

(2) 企画提案書等の作成上の留意事項

- ① 企画提案書の構成は、最初に基本項目として会社概要を記載し、以降は仕様書に沿って作成する。
- ② 企画提案書において、次の項目について記載すること。
 - ア 別紙仕様書に記載のアンケートは、どのような観点で設計するか。
また、いくつかの設問例を提示し、その設問のねらいと分析例を示すこと
(グラフやクロス集計など)。
 - イ 業務遂行体制、各業務のスケジュール
- ③ 企画提案書の体裁はA4判を原則とし、提案内容に応じてA3判を使用してよいものとする。ただし、プレゼンテーションはリモート形式であることに留意する。
- ④ 安曇野市において審査の際使用するミーティングボード(ディスプレイ)のサイズは、75インチとなる。
- ⑤ 書式、縦横及び提案枚数は、任意とする。

12 企画提案書等の提出及び方法

参加表明書を提出した者は、以下により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限	令和7年11月13日(木) 午後5時まで(必着)
(2) 提出場所	福祉部 障がい者支援課 障がい福祉担当
(3) 提出方法	持参又は郵送 ※持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで (土曜日及び日曜日を除く。) ※郵送の場合は、書留郵便等、送達記録が確認できる方法
(4) 提出部数	企画提案書(上記11(1)①～③)を次の部数提出する。 正本 1部 副本 6部 電子媒体 一式 ※正本の電子データ(Word、Excel、PowerPoint 又はPDF形式)をDVD等に保存し提出
(5) 注意事項	企画提案書等の提出後における書類の追加、修正、再提出は、認めない。 提出された企画提案書等は、契約締結者を除き、プロポーザル終了後に返却する。なお、本案件に係る開示請求があった場合は、安曇野市情報公開条例(平成18年安曇野市条例第5号)に基づき企画提案書等を開示することがある。

13 選考の方法

(1) 基本事項

令和7年度 安曇野市障害福祉計画等の策定に係るアンケート調査業務委託 公募型プロポーザル審査委員会を設置し、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査、評価する。

(2) プレゼンテーション

① 期日・会場	令和7年11月18日（火） ※詳細は別途通知する。
② 開催方法	リモート形式 ※担当部署で会議体（Zoom）を準備する。
③ 提案時間	1事業者当たり、説明20分以内（準備時間含む。）、質疑応答5分以内とする。
④ 留意事項	・ プレゼンテーションは非公開とする。 ・ プレゼンテーションへの出席は、1事業者当たり3名以内とする。 ・ 提案順は、担当部署が事前にくじにより決定する。

(3) 評価基準等

審査項目、評価基準及び配点は、次表のとおりとする。

審査項目	評価基準	配点
地域性の理解	本市の特性・課題を的確に理解しているか。	10
プレゼンテーション	提案内容を的確かつ簡潔に説明しているか。質疑に対する的確に回答しているか。	10
障がい者アンケート	障がい者のニーズや市の課題が明確に把握できるアンケート項目、結果の分析が期待できるか。	20
原稿（報告書）の制作	誰もが見やすいレイアウト、デザインの提供が期待できるか。	10
回収率の向上の方法	回収率の向上が見込まれる方法を提案しているか。	10

(4) 審査、選考

① 審査

公募型プロポーザル審査委員会において提案内容を審査し、公平かつ厳正に評価をした上で、最も優れた提案を行った者を最優秀者として選定する。

② 選考方法

提案の審査は、次により行うものとする。

ア 各審査委員が審査項目ごとに点数付けする。

イ 審査委員ごとに参加者の得点を計算し、審査委員ごとの参加者順位を決める。

ウ 審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者を最優秀者とする。

参加者順位1位が同数の場合は、参加者順位2位を最も多く付けた参加者を最優秀者とする。以下同数の場合は、同様に3位4位と続ける。

③ 上記②の方法により決定した最優秀者のほか、最優秀者に次ぐ評価結果となった参加者を次点者とする。

④ 参加者が1事業者のみであっても提案内容の審査は行う。

⑤ 全審査委員の評価点の平均が満点の6割を下回る場合、提案は不採用とする。

⑥ 参考見積額は、提案上限金額の確認に使用するが、評価には反映しない。

14 選考結果の通知等

参加者には、順位点及び順位を記したプロポーザル審査結果通知書を送付する。

なお、審査結果に関する異議の申立て並びに順位点及び順位以外の評価内容の公表には応じない。

15 情報の公表

本プロポーザルによる最優秀者決定における経過について、公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、プロポーザル実施に関する情報について以下により公表するものとする。

(1) 公表する情報の範囲

① 最優秀者名

② 審査委員別順位表（ただし、審査委員氏名は、非公表とする。）

③ 審査委員名簿

④ 最優秀者の提案（最優秀者の了承を得られない部分は、非公表とする。）

(2) 最優秀者以外の企画提案書等は、非公表とする。

(3) 公表の方法は、安曇野市ホームページへの掲載により行うものとする。

16 随意契約に係る見積書の徴収等、契約の手続

市長は、審査にて決定した最優秀者を、本契約に係る随意契約の見積書徴収の相手方として契約交渉を行うものとする。

ただし、この交渉が不調となった場合、本業務受注予定者が参加資格を満たさなくなった場合その他の理由で契約できなくなった場合は、次点者と交渉を行うものとする。

17 その他

(1) 本プロポーザルに当たって市ホームページ掲載の次の情報を参考とすること。

第4期安曇野市障害者基本計画、第7期安曇野市障害福祉計画、第3期安曇野市障害児福祉計画

(2) 失格条件

参加者が、次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

- ① 書類提出期限に遅れた場合
- ② 企画提案書等に虚偽の内容を記載した場合
- ③ プレゼンテーションを欠席した場合
- ④ 審査委員等の関係者に対する不正な行為を行ったと認められる場合
- ⑤ 本実施要領に定める手続以外の手法により、担当部署、審査委員又は関係者に本企画提案に対する援助を直接又は間接に求めた場合
- ⑥ その他審査委員会が不適切と認めた場合

(3) 企画提案書等の作成、提出その他応募に係る費用は、全て参加者の負担とする。

(4) 企画提案書等の提出書類は、審査に必要な範囲において複製することができるものとする。なお、複製した企画提案書等は、審査終了後に裁断処分する。

(5) 企画提案の実施後、最優秀者の企画提案書等を開示する場合がある。

ただし、法人等に関する情報については、安曇野市情報公開条例で不開示とする部分是不開示とする。

(6) 本プロポーザル実施に当たり提示した「仕様書」は、最優秀者との協議により、必要に応じ修正を加えて契約を締結する場合がある。

18 担当部署（問合せ先・書類提出先）

〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000番地

安曇野市 福祉部 障がい者支援課 障がい福祉担当 担当：百瀬 勝彦

TEL：0263-71-2401 FAX：0263-71-5155

E-Mail：sha-shougai@city.azumino.nagano.jp